

日本DPO協会 第39回個人情報保護セミナー
「米国司法省による懸念国へのデータ越境移転の規制と
日本企業の実務対応

～故意の違反の場合、禁錮刑などの刑事罰も～」

講師：S & K Brussels法律事務所パートナー
弁護士 杉本 武重 先生（当協会事務局長）

2025年6月5日（木） 15:00～16:00

挨拶「データ越境移転規制に関する考察」

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

（一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長）

データ越境移転①—OECDプライバシー・ガイドライン1

- OECDプライバシー・ガイドライン1980年
- 「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告」(Recommendation of the Council concerning Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data)
- 「理事会は、
- …
- 加盟国が、プライバシーの基本的価値、個人の自由、国際的な情報の自由な流通を促進し保護することに共通の利益を有することを認識し、

データ越境移転①—OECDプライバシー・ガイドライン2

- ...
- 加盟国間の情報の自由な流通を更に促進すること及び加盟国間の経済的・社会的関係の発展に対する不当な障害の創設を回避することを決定し、
- ...
- l. 加盟国に対し、以下を勧告する。
- • プライバシーの保護と情報の自由な流通に対し、政府内の最も高いレベルでリーダーシップを示し実行すること、

データ越境移転①—OECDプライバシー・ガイドライン3

- • 本勧告の**附属書**に示され全体を構成するガイドラインを、すべての関係者（ステークホルダー）が関与するプロセスを通して履行すること、
- …」
- **附属書**Annex
- プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン（Guidelines governing the protection of privacy and transborder flows of personal data）
- 【以下略】

行政管理庁プライバシー保護研究会報告書(1982年)

構成メンバー

- (座長) 加藤 一郎 東京大学法学部教授
- 飯塚 毅 公認会計士
- 黒田 英文 弁護士
- 塩野 宏 東京大学法学部教授
- 竹内 啓 東京大学経済学部教授
- 田中 靖政 学習院大学法学部教授
- 平林 勉 日本電子計算機株式会社専務取締役
- 平松 斉 朝日新聞社メディア委員会幹事
- 堀部 政男 一橋大学法学部教授

データ越境移転②—EUデータ保護指令1

- 「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する1995年10月24日の欧州議会及び理事会の95/46/EC指令」
- (Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data)
- 第25条は、6項からなっているが、そのうちの1項および2項は、次のようになっている。

データ越境移転②—EUデータ保護指令2

- 1. 構成国は、取り扱われている又は移転後に取扱いが予定されている個人データの第三国への移転は、この指令に従って採択された国内規定の遵守に実体的効果を持つことなく、当該第三国が十分なレベルの保護 (adequate level of protection) を確保している場合に限り、行うことができることを定めなければならない。
- 2. 第三国によって保障される保護のレベルの十分性は、一つのデータ移転作業又は一連のデータ移転作業に関するあらゆる状況に鑑みて評価されなければならない。特に、データの性質、予定されている取扱作業の目的及び期間、発信国及び最終の目的国、当該第三国において有効である一般的及び分野別の法規、並びに当該第三国において遵守されている職業上の規則及び安全保護対策措置が考慮されなければならない。

データ越境移転③—GDPR(一般データ保護規則)1

- 一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation, GDPR)
- ▪ 2016年4月8日 理事会採択
- ▪ 2016年4月14日 欧州議会採択
- ▪ 2016年5月24日 発効
- ▪ 2018年5月25日 適用開始
- 第45条 十分性認定に基づく移転 (Transfers on the basis of an adequacy decision)
 1. 第三国、第三国内の地域又は一若しくは複数の特定の部門、又は、国際機関が十分なデータ保護の水準を確保していると欧州委員会が決定した場合、当該第三国又は国際機関への個人データの移転を行うことができる。その移転は、いかなる個別の許可も要しない。

データ越境移転③—GDPR(一般データ保護規則)2

- 2. 保護水準の十分性を評価する場合、欧州委員会は、とりわけ、以下の要素を考慮に入れる:
- (a) 法の支配、人権及び基本的自由の尊重、公共の安全、国防、国家安全保障及び犯罪法を含め、一般的又は分野別の関連立法、及び、公的機関による個人データへのアクセス、並びに、そのような立法の実装、他の第三国又は国際機関への個人データの再移転に関する規定であって、当該第三国又は国際機関が遵守する法令を含め、データ保護規則、職業上の準則及び保護措置、判例法、並びに、効果的で執行可能なデータ主体の権利、その個人データが移転されつつあるデータ主体のための行政上及び司法上の救済;

データ越境移転③—GDPR(一般データ保護規則)3

- (b) 適切な執行権限を含め、データ保護法令の遵守を確保し、かつ、執行することに関し、データ主体がその権利を行使する際に支援し助言することに関し、及び、加盟国の監督機関と協力することに関して責任を負う第三国内の、又は、国際機関が服する1若しくは複数の**独立の監督機関**が存在し、かつ、それが効果的に機能していること;
- 並びに、
- 【以下略】

データ越境移転④—個人情報保護法1

- (外国にある第三者への提供の制限)

第28条 個人情報取扱事業者は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第31条第1項第2号において同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。)
にある第三者(個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第3項において「相当措置」という。))を継続的に講ずるために必要な

データ越境移転④—個人情報保護法2

- ものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。
- 【以下略】

データ越境移転⑤—APEC CBPR認証1

- APEC 越境プライバシールール (Cross-Border Privacy Rules, CBPR) システムの概要
- APEC CBPR システムは、APEC エコノミーにおいて、事業者のAPEC プライバシーフレームワークへの適合性を認証する制度であり、事業者の個人情報保護の水準を国際的に判断するための有効な仕組みである。
- APEC エコノミーが本制度への参加を希望し、参加を認められた国はアカウントビリティエージェント (AA) を登録する。このAA が事業者について、その申請に基づきAPEC プライバシーフレームワークへの適合性を認証する。

データ越境移転⑤—APEC CBPR認証2

- https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240410_shiryuu-2.pdf
- グローバルCBPRシステムの稼働について
 - 令和6年4月10日
 - 個人情報保護委員会
- 1. グローバルCBPRフォーラムにおけるこれまでの取組
- 2. グローバルCBPRシステムの稼働及び今後の予定

CBPR Workshop

Introduction



Participants

